

2026年完全版！ 自宅が「公証役場」になる日

パジャマのままでOK？大胆に変わった
「デジタル公正証書遺言」作成ガイド



2025年10月
制度改正対応
・保存版

「役場まで行く」は、もう古い！



従来の常識（移動・対面・紙・実印）



新しい常識（自宅・オンライン・PDF・電子サイン）

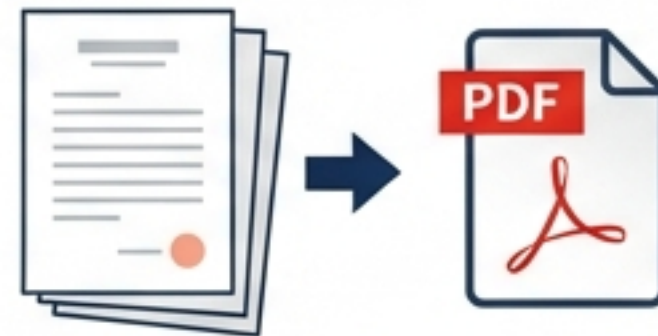
2025年10月1日、ついに解禁。 公証役場の壁が取り払われました。
体力や距離の壁を越え、もっと自由に、もっとスマートに「想い」を残せる時代の到来です。

これが新常識。「リモート公正証書遺言」

パソコンのテレビ電話（Web会議）を使って、
公証人と顔を合わせながら作成する、法的効力100%の遺言書。



役場
(Office) → 自宅
(Home)



紙
(Paper) → 電子データ
(PDF)



実印
(Stamp) → 電子サイン
(Stylus)

安心してください。法的な効力は、従来の対面方式とまったく同じです。

こんなあなたにこそ、使ってほしい！

- ☒ 足腰に不安があり、外出や長距離移動が大変
- ☒ 近くに公証役場がない（離島・山間部・海外など）
- ☒ 病院や介護施設で療養している
- ☒ 感染症やプライバシーが気になり、誰にも会わずに済ませたい
- ☒ 証人になってくれる知人が遠方に住んでいる

ひとつでも当てはまったら、
この「デジタル冒険」に出発しましょう。



準備せよ！デジタル遺言「3種の神器」



1. パソコン (PC)

Windows 10/11 または Mac。

※スマホだけではNG！画面共有が必要です。



2. Webカメラ・マイク

パソコン内蔵でもOK。

顔を見せて会話するために必須。

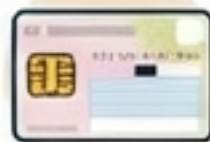


3. タッチ操作機器

画面にサインを書くための

「ペンタブレット」や「タッチ対応PC」。

SIDE QUEST ITEMS



マイナンバーカード
(最強の本人確認ツール)



インターネット環境
(Wi-Fiより有線LAN推奨)



メールアドレス

パソコンが苦手？助っ人を呼ぼう！



家族のサポート：機材のセッティングや接続は、
お子様やお孫さんに頼んでもOK。



プロの同席：司法書士などの専門家が自宅に来て、
操作を代行・補助することも可能です。

あなたは「話す」と「書く」ことに集中するだけ。
IT担当は助っ人に任せましょう。

「操作が不安…」という理由で諦める必要はありません。

ゴールまでの道のりは全6ステップ



STEP 1 & 2: 作戦会議と下書き

まずは公証役場にコンタクト

申し込み



インターネットや電話で「リモート希望」と伝えます。（※対応していない役場もあるので要確認！）

リハーサル



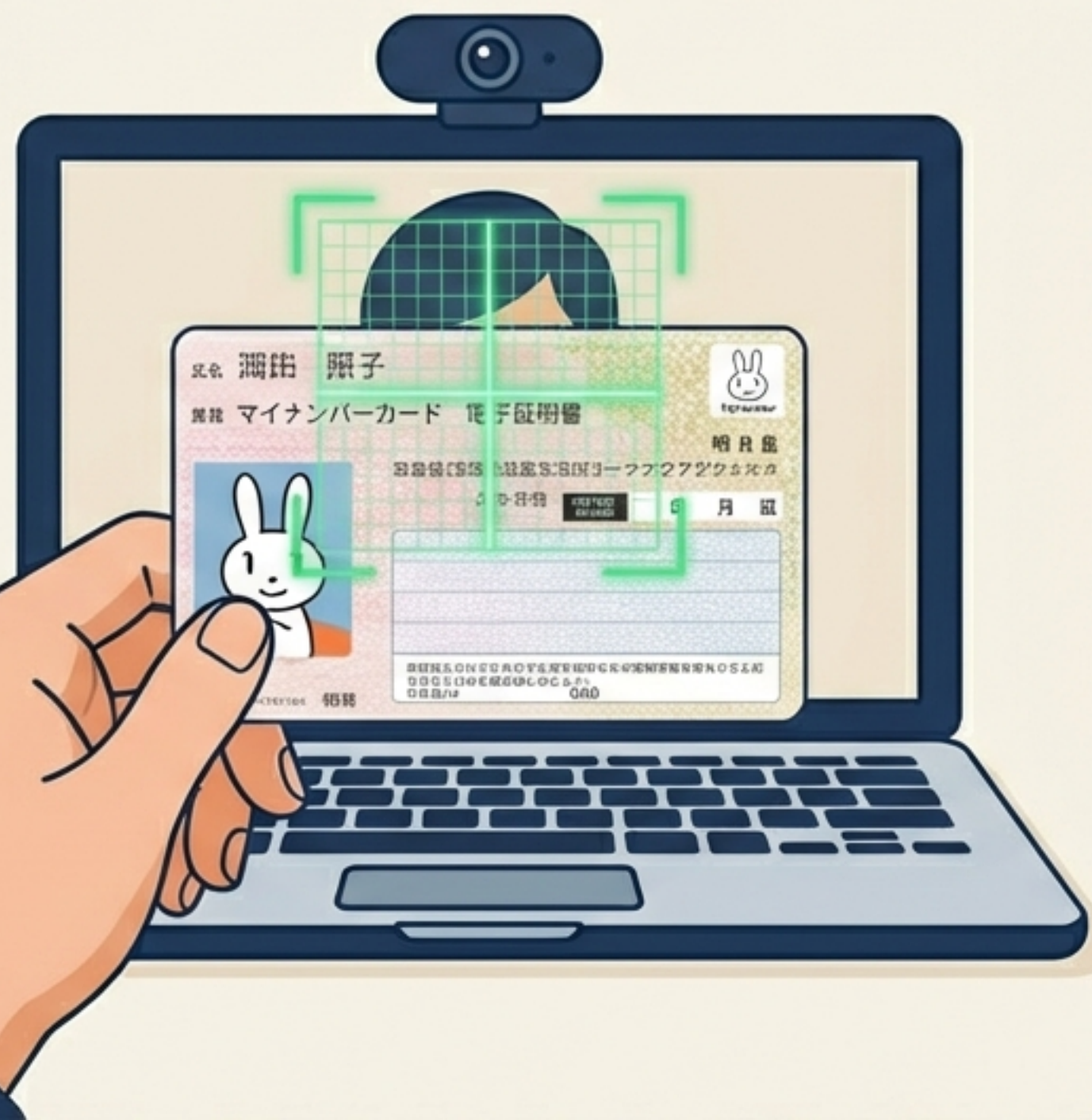
メールや電話で公証人とやり取りし、遺言の中身（誰に何を渡すか）を決めます。



Pro Tip 納得できるまで何度でも修正OK。本番当日は、決まった内容を確認するだけなので安心です。

STEP 3: 顔パス感覚？ 厳格な本人確認

遺言書は重要書類。だからこそ「なりすまし」は許しません。



- 顔写真照合：身分証の写真と、カメラの前のあなたを公証人が目視確認。
- 電子認証：マイナンバーカードの電子証明書機能を使って、デジタル的にも本人であることを証明します。

わざわざ役所で
「印鑑証明書」を
取ってくる手間が
なくなりました！

STEP 4: いざ本番！Web会議スタート



1. 公証人が遺言内容を画面共有しながら読み上げます。

2. あなたは「はい、間違いありません」と答えるだけ。

3. 証人2名も、遠隔地（それぞれの自宅や事務所）から参加OKです。

STEP 5: 指先ひとつで、未来を託す

ハンコ不要。「電子サイン」の出番です



- 公証人からメールでURLが届きます。
- クリックして画面を開き、タッチペン（または指）で自分の名前を手書きします。

これで「原本」が完成。紙の束に何度もハンコを押す重労働とはサヨナラです。

STEP 6: 完成！データはクラウドの金庫へ

紛失・火災ゼロ。「鉄壁」の保管システム



- **原本**：国が管理する堅牢なクラウドシステムに格納。地震や火事で燃える心配はありません。
- **受け取り**：「正本」「謄本」はPDFファイルでダウンロード。
- **活用**：相続発生時も、デジタルデータのまま手続きできる未来が近づいています。

どっちがお得？従来型 vs リモート型

項目	従来型	リモート型
移動 (Travel)	必須 (Must go)	ゼロ (Zero) ✓
証人 (Witnesses)	集合必須	オンライン参加OK ✓
準備 (Prep)	印鑑証明書・実印	マイナンバーカード・機材 ✓
保管 (Storage)	役場の金庫 (紙)	クラウド (データ) ✓
コスト (Cost)	交通費・出張費がかかる	機材費のみ (出張費節約) ✓

知っておきたい「利用できないケース」



判断能力の確認



認知症の症状などで、画面越しでは意思確認が難しい場合。



複雑な内容



相続関係が非常に複雑で、対面でじっくり相談すべき場合。



機材トラブル



通信が不安定で、会話が成立しない場合。

便利なりモート方式ですが、公証人の判断で「対面」をお願いされることがあります。

「自分はどっち？」と迷ったら、まずは公証役場へ相談を！

さあ、思い立ったが吉日！

🔍 まずは検索！「公証役場 リモート」

☎ または相談！「司法書士 遺言作成」



遺言は、家族への最後のラブレター。
元気なうちに、最新のスマートな方法で、愛を残しておきましょう。